

## 令和4年度中島公園駅周辺地区現況等調査業務

### 1 業務名

令和4年度中島公園駅周辺地区現況等調査業務

### 2 業務の背景及び目的

札幌市営地下鉄南北線中島公園駅（以下、「中島公園駅」という。）周辺には、都心部でありながら大規模なみどりを有した中島公園や豊平川の分流として形を残す鴨々川のほか、豊平館や八窓庵などの多くの歴史資源が見られるとともに、こども人形劇場こぐま座などの文化施設も見られ、にぎわいのみならず札幌の歴史、文化芸術に触れることができる非常に重要かつ貴重な地域となっている。

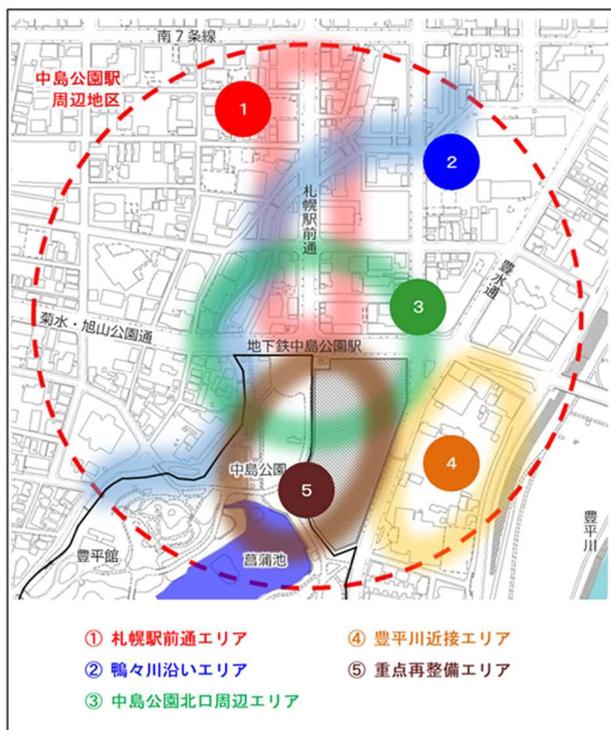
また、「第2次都心まちづくり計画（平成28（2016）年5月策定）」において、中島公園は都心まちづくりの骨格構造である「にぎわいの軸（札幌駅前通）」の南端に位置し、北端の札幌駅交流拠点と合わせた軸双方向から既存資源・都市的資産の機能や空間の高質化などにより、当該軸の強化に取り組むことを掲げている。

これらを踏まえ、札幌市では、MICE・ホテル施設の整備を見据え、都市観光・交流の場の強化による新たな拠点の形成を目指し、令和3年（2021年）11月に「中島公園駅周辺地区まちづくり基本構想」（以下、「基本構想」という。）を策定したところである。基本構想では、『「地域に培われた歴史・文化」と「新たな集客・交流機能」が調和した都心南端の拠点の形成』をコンセプトに、「駅前通へのにぎわいの表出による南北主導線の高質化」や「鴨々川などの地域資源を生かし歩いて楽しめる空間の形成」など、地区に点在する地域資源の活用と回遊性の向上を図っていくとともに、地区全体でのMICEの開催を支える機能の充実に向け取り組んでいくこととしている。

以上を踏まえ、本業務は、札幌駅前通沿道や鴨々川沿いなどにおける建物と歩行者空間の関係や利活用の状況等を調査するとともに、他都市事例の調査を行い、具体的な取組案の抽出等を行うものである。

### 3 対象範囲

概ね、下図(基本構想にて設定している範囲)に示す①、②及び③を対象とする。



### 4 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日(金)まで

### 5 業務内容

#### (1) 建物と歩行者空間・河川沿い空間の調査・分析等

・対象範囲内の札幌駅前通、鴨々川及び菊水・旭山公園通に関する建物と歩行者空間または河川沿い空間の関係や利活用の状況等について、現地調査及び都市計画基礎調査データなどから調査・分析を行うとともに、課題を整理する。

なお、調査等の視点は以下のとおり。

建物：低層部の用途、道路や河川に面する部分の意匠や使われ方、築年数など

歩行者空間・河川沿いの空間：幅と延長、利活用状況、所有者・管理者など

#### (2) 他都市事例の調査

・当地区の特徴（MICE 施設の整備予定、歓楽街における河川沿い空間、駅前通南端など）に照らして参考となる他都市事例（5か所程度、国内外を問わない）について、調査を行う。調査にあたっては、取組等の実施に至るまでのプロセス及び活用された補助制度、実施後の効果についても調査を行い、整理する。

なお、現地調査をする場合は自費負担とする。

#### (3) 取組案等の抽出及び整理

・(1)及び(2)を踏まえ、地域資源の活用や回遊性の向上、MICE の開催を支える機能の充実、課題解決等に資する取組案（ハード面・ソフト面を含む計6案程度）を抽出し、

分類・評価などを行う。

(4) 打合せ等

打合せ回数は、下記の5回程度を予定する。

- 1 業務着手時                      2 (1)～(3)の各作業時（3回程度）                      3 成果品納入前

(5) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめる。

6 成果品

- (1) 報告書：A4 縦、カラー両面印刷（枚数制限無し） 3部
- (2) 報告書概要版：A3 横 2枚以内、カラー片面印刷 3部
- (3) 電子データ：上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。